

※この法令は廃止されています。
平成十八年政令第八十四号

外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進に
よる国際観光の振興に関する法律施行令
内閣は、通訳案内業法及び外国人観光旅客の来
訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に關
する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律
第五十四号）の施行に伴い、外国人観光旅客の来
訪地域の整備等の促進による国際観光の振興に關
する法律（平成九年法律第九十一号）第三十三條
の規定に基づき、この政令を制定する。

（指定試験機関の指定）

第一条 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進
による国際観光の振興に関する法律（以下
「法」という。）第十六條第一項の指定試験機関
（以下単に「指定試験機関」という。）の指定
は、国土交通省令で定めるところにより、同項
の試験事務（以下単に「試験事務」という。）
を行おうとする者の申請により行う。

2 都道府県知事は、前項の申請が次の要件を満
たしているときでなければ、指定試験
機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の
事項についての試験事務の実施に関する計
画が、試験事務の適正かつ確実な実施のため
に適切なものであること。
二 前号の試験事務の実施に関する計画の適正
かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な
基礎を有するものであること。

3 都道府県知事は、第一項の申請が次のいづれ
かに該当するときは、指定試験機関の指定をし
てはならない。
一 申請者が、一般社団法人又は一般財団法人
以外の者であること。
二 申請者が、その行う試験事務以外の業務に
より試験事務を公正に実施することができな
いおそれがあること。
三 申請者が、第五條の規定により指定を取り
消され、その取消しの日から起算して二年を
経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいづれかに該
当する者があること。
イ 法に違反して、刑に処せられ、その執行
を終わり、又は執行を受けることがなくな
った日から起算して二年を経過しない者
ロ 法第十七條第二項の規定による命令によ
り解任され、その解任の日から起算して二
年を経過しない者

（事業報告書等の提出）
第二条 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三
月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支
決算書を作成し、都道府県知事に提出しなけれ
ばならない。
（帳簿の備付け等）

第三条 指定試験機関は、国土交通省令で定める
ところにより、試験事務に関する事項で国土交
通省令で定めるものを記載した帳簿を備え、こ
れを保存しなければならない。
（試験事務の休廃止）

第四条 指定試験機関は、都道府県知事の許可を
受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止
し、又は廃止してはならない。
（指定の取消し等）

第五条 都道府県知事は、指定試験機関が第一條
第三項各号（第三号を除く。）のいづれかに該
当するに至ったときは、その指定を取り消さな
ければならない。
2 都道府県知事は、指定試験機関が次のいづれ
かに該当するに至ったときは、その指定を取り
消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しく
は一部の停止を命ずることができる。

一 法第十七條第二項若しくは第十九條の規定
又は法第二十四條第一項において準用する通
訳案内士法（昭和二十四年法律第二百十号）
第十二條第三項若しくは第十三條第四項の規
定による命令に違反したとき。
二 法第十八條の規定又は法第二十四條第一項
において準用する通訳案内士法第十三條第一
項若しくは第二項の規定に違反したとき。
三 法第二十四條第一項において準用する通訳
案内士法第十二條第一項の認可を受けた試験
事務規程によらないで試験事務を行ったと
き。

四 第一條第二項各号の要件を満たさなくなっ
たと認められるとき。
五 第二條又は前條の規定に違反したとき。
六 次條第一項の条件に違反したとき。
（指定等の条件）

第六条 法第十六條第一項、第十七條第一項若し
しくは第十八條の規定、法第二十四條第一項にお
いて準用する通訳案内士法第十二條第一項の規
定又は第四條の規定による指定、認可又は許可
には、条件を付し、及びこれを変更することが
できる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係
る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度

のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可
を受ける者に不当な義務を課することとなるも
のであってはならない。

（都道府県知事による試験事務の実施）

第七条 都道府県知事は、指定試験機関が第四條
の規定による許可を受けて試験事務の全部若し
しくは一部を休止したとき、第五條第二項の規定
により指定試験機関に対し試験事務の全部若し
しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機
関が天災その他の事由により試験事務の全部若
しくは一部を実施することが困難となった場合
において必要があると認めるときは、試験事務
の全部又は一部を自ら行うものとする。
附則抄

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十八年四月一日から施
行する。

附則（平成一九年三月二日政令第三九
号）

この政令は、一般社団法人及び一般財団法人
に関する法律の施行の日から施行する。

附則（平成二〇年七月二六日政令第二
二八号）

この政令は、観光圏の整備による観光旅客の
来訪及び滞在の促進に関する法律の施行の日
（平成二十年七月二十三日）から施行する。